

## 8. 介護保険サービスの利用手順

### 申請

○介護サービスを利用したい方は、羅臼町役場保健福祉課【介護担当】窓口申請してください。

※本人の他、家族でも申請できます。

**必要な物** ○介護保険被保険者証 ○健康保険被保険者証（第2被保険者の場合） ○医療機関電話番号 ○医療機関名 ○医療機関住所 ○主治医の氏名



### 認定調査と主治医意見書



○調査員が訪問し、心身の状況を家族の同席の上で、日頃の状況を調査します。

○主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。



### 審査・判定

訪問調査の結果をコンピューターで公平に処理し調査内容と主治医意見書をもとに【介護認定審査会】で、介護の必要性や程度について審査します。



### 認定・通知

通知は申請から原則30日以内に届きます。審査結果に基づき【要支援1～2】【要介護1～5】までの認定区分結果通知と保険証を送付①認定区分 ②認定有効期限 ③必要時、認定審査会意見や給付制限等の記載をします。



### ケアプランの作成

【要支援1～2】地域包括支援センターのケアマネージャー。  
【要介護1～5】居宅介護支援事業所のケアマネージャー。

\*どの様なサービスを希望しているか、利用者さんとケアマネージャーが話し合い【ケアプラン】を作成します。



### 介護サービスの開始

ケアプランに基づき在宅や施設で保健・医療・福祉の総合的なサービスが利用できます。【福祉用具や住宅改修】もケアマネージャーに相談してください。

